

第VI章 調査票

男女共同参画に関する意識・実態調査

本県の男女共同参画施策の参考とするため、県内にお住まいの18歳以上の方々の中から、無作為に抽出した5,000人に本調査票をお送りしております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

- お答えいただいた内容は、行政上の基礎資料として活用することを目的としておりますので、他の目的に利用することはございません。
- この調査では、あなたのお名前やご住所をお答えいただく必要はございません。
- 調査の結果は、統計的に処理し公表いたしますが、お答えいただいた方の個人名や回答内容など、個々のお答えの内容やみなさまの個人情報が公表されることはありません。

ご記入にあたってのお願い

令和7年9月

- ① 回答は郵送又はインターネットホームページからのどちらかでお願いいたします。
インターネットでの回答については、別紙「インターネットでの回答方法」をご覧ください。
インターネットでの回答にあたっては、右記のID、パスワードの入力が必要となります。
- ② ご記入は、あて名のご本人にお願いいたします。
- ③ お答えは、1つだけ回答していただくものと、複数（あてはまるものすべて）回答していただくものがありますので、説明に従って回答してください。
また、○印は、番号を囲むようにつけてください。
- ④ お答えが「その他」にあてはまる場合は、() 内にその内容を具体的に記入してください。
- ⑤ 設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、注意書きをよくお読みください。
ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

(インターネット回答用)

ID :

パスワード :

(回答例)

1

9月30日（火）までに投函してください。

(お名前やご住所の記入は不要です)

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

【調査の趣旨・内容について／調査実施主体】

- ・埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課 担当：坂本、宍戸、平野
- ・電話：048-830-2921 又は 048-830-2925 (平日 8:30~17:15)

【調査票の記入方法・締め切りなどについて／調査実施委託会社】

- ・株式会社CCNグループ（東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-4）
- ・電話：03-4400-4668 (平日 9:30~17:30)

あなたご自身についてお伺いします

F 1 差し支えなければ、あなたの性別を教えてください。 (1つだけに○)

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 回答しない |
|------|------|---------|

F 2 あなたの年齢をお答えください。 (1つだけに○)

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 18~19歳 | 6 40~44歳 | 11 65~69歳 |
| 2 20~24歳 | 7 45~49歳 | 12 70~74歳 |
| 3 25~29歳 | 8 50~54歳 | 13 75~79歳 |
| 4 30~34歳 | 9 55~59歳 | 14 80歳以上 |
| 5 35~39歳 | 10 60~64歳 | |

F 3 あなたは就労経験がありますか。 (1つだけに○)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 ある → F 3-1へ | 2 ない → F 4へ |
|---------------|-------------|

【F 3で、「1 ある」と回答した方に】

F 3-1 あなたの現在の職業をお答えください。 (1つだけに○)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 会社員・団体職員 | 5 専業主婦・専業主夫 |
| 2 自由業・自営業・家業 | 6 学生 |
| 3 パート・アルバイト | 7 無職 |
| 4 公務員 | 8 その他 () |

【すべての方に伺います】

F 4 あなたには、「配偶者」がいますか (いたことがありますか)。

ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含みます。 (1つだけに○)

- | | |
|-------------------|--|
| 1 配偶者がいる → F 4-1へ | |
|-------------------|--|

- | | |
|-------------------------------|--|
| 2 配偶者がいたことがあるが、離別・死別した → F 5へ | |
|-------------------------------|--|

- | | |
|---------------|--|
| 3 配偶者がいたことはない | |
|---------------|--|

【F 4で、「1 配偶者がいる」と回答した方に】

F 4-1 あなたの配偶者・パートナーの年齢をお答えください。 (1つだけに○)

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 18~19歳 | 6 40~44歳 | 11 65~69歳 |
| 2 20~24歳 | 7 45~49歳 | 12 70~74歳 |
| 3 25~29歳 | 8 50~54歳 | 13 75~79歳 |
| 4 30~34歳 | 9 55~59歳 | 14 80歳以上 |
| 5 35~39歳 | 10 60~64歳 | |

F 4-2 あなたの配偶者・パートナーの職業をお答えください。 (1つだけに○)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 会社員・団体職員 | 5 専業主婦・専業主夫 |
| 2 自由業・自営業・家業 | 6 学生 |
| 3 パート・アルバイト | 7 無職 |
| 4 公務員 | 8 その他 () |

【すべての方に伺います】

F 5 あなたにこどもはいますか。成人しているお子さんや別居しているお子さんも含めてお答えください。 (1つだけに○)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 いる → F 5-1へ | 2 いない → F 6へ |
|---------------|--------------|

【F 5で、「1 いる」と回答した方に】

F 5-1 あなたの一番下のお子さんは、現在次のどれにあてはまりますか。

(1つだけに○)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 3歳未満 | 5 高校生 |
| 2 3歳以上就学前 | 6 大学生、大学院生 |
| 3 小学生 | (高専、短大、専門学校を含む) |
| 4 中学生 | 7 学校教育終了 |

【すべての方に伺います】

F 6 あなたの現在の世帯構成は次のどれにあてはまりますか。 (1つだけに○)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 単身世帯 (一人住まい) | 4 3世代世帯 (親とこどもと孫) |
| 2 1世代世帯 (夫婦のみ) | 5 その他 () |
| 3 2世代世帯 (親とこども) | |

F 7 あなたの現在のお住まいの地域をお答えください。 (1つだけに○)

地域名	地域に含まれる市町村名
1 南部地域	川口市、蕨市、戸田市
2 南西部地域	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
3 東部地域	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
4 さいたま地域	さいたま市
5 県央地域	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
6 川越比企地域	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、小川町、川島町
7 西部地域	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
8 利根地域	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町
9 北部地域	熊谷市、本庄市、深谷市、上里町、寄居町
10 秩父地域	秩父市、小鹿野町

男女平等に関する意識についてお伺いします

問1 あなたは、現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。次の（1）～（8）のそれぞれについてあなたの考えに近いものを選んでください。（それぞれ1つずつに○）

	横方向にご回答ください	いる 平等になつて	い ない 平等になつて	い え ない どちらとも	わ か ら な い
(1) 家庭生活で	1	2	3	4	
(2) 学校教育の場で	1	2	3	4	
(3) 職場で	1	2	3	4	
(4) 政治の場で	1	2	3	4	
(5) 自治会等の地域活動の場で	1	2	3	4	
(6) 社会通念や風潮（習慣・しきたり）などで	1	2	3	4	
(7) 法律や制度の上で	1	2	3	4	
(8) 社会全体の中で	1	2	3	4	

問2 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方についてどのように思いますか。（1つだけに○）

1 賛成（同感する）	→ 問2-1へ	5 どちらともいえない
2 どちらかといえば賛成（同感する）		6 わからない
3 どちらかといえば反対（同感しない）		
4 反対（同感しない）	→ 問2-2へ	

【問2で「1」「2」と回答した方に】

問2-1 そう思う理由を教えてください。

（1つだけに○）

- 1 日本の伝統・美德だと思うから
- 2 性別で役割分担をした方が効率が良いと思うから
- 3 子どもの成長にとって良いと思うから
- 4 個人的にそうありたいと思うから
- 5 その他（ ）
- 6 理由を考えたことはない

【問2で「3」「4」と回答した方に】

問2-2 そう思う理由を教えてください。

（1つだけに○）

- 1 男女平等に反すると思うから
- 2 女性が家庭のみでしか活躍できないことは、社会にとって損失だと思うから
- 3 男女共に仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから
- 4 少子高齢化により労働力が減少し、女性も仕事をする必要があると思うから
- 5 一方的な考え方を押し付けるのは良くないと思うから
- 6 その他（ ）
- 7 理由を考えたことはない

【すべての方に伺います】

問3 あなたは「男性らしさ」または「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがありますか。(どの性別の方もお答えください。) (1つだけに○)

1 ある

2 ない

3 わからない

家庭生活・子育てについてお伺いします

問4 あなたの家庭では、次の(1)～(8)のことについて、主に男性、女性のどちらが行なっていますか。(それぞれ1つずつに○)

	が主としている男性	が主としている女性	その他	該当しない
(1) 家事（炊事・洗濯・掃除など）	1	2	3	4
(2) 子育て（こどもの世話、しつけ、教育など）	1	2	3	4
(3) 介護（介護の必要な親の世話、病人の介護など）	1	2	3	4
(4) 地域の行事への参加	1	2	3	4
(5) 自治会、PTA活動	1	2	3	4
(6) 生活費の確保	1	2	3	4
(7) 家計の管理	1	2	3	4
(8) 高額な商品や土地、家屋の購入の決定	1	2	3	4

問5 家庭生活（家事・子育て・介護）の考え方について、あなたは「現実」では何を優先していますか。また、「希望」では何を優先したいですか。(それぞれ1つずつに○)

【現実】

- 1 仕事や趣味・ボランティアなどの自分の活動に専念
- 2 どちらかといえば、家庭生活より仕事や自分の活動を優先
- 3 仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視
- 4 どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先
- 5 家庭生活（家事・子育て・介護）に専念

【希望】

- 1 仕事や趣味・ボランティアなどの自分の活動に専念
- 2 どちらかといえば、家庭生活より仕事や自分の活動を優先
- 3 仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視
- 4 どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先
- 5 家庭生活（家事・子育て・介護）に専念

第VI章 調査票

問6 あなたと配偶者・パートナーは、今までに子育ての経験はありますか。（配偶者・パートナーがない場合、（2）は選択肢「3」をお選びください。）

（それぞれ1つずつに○）

	あり 子育ての 経験	なし 子育ての 経験	配偶者・ パートナー はない
（1）あなた	1	2	-
（2）配偶者・パートナー	1	2	3

問7へ

問8へ

【問6で「子育ての経験あり」に1つでも回答した方に】

問7 あなたと配偶者・パートナーの子育てのかかわりは十分だと思いますか。

（それぞれ1つずつに○）

	た 十分 ある つ	た 十分 ある 程度 は あ つ	た では ない （な く つ）	た あまり （な く つ） 十分	た （な く つ） 十分 ではない
（1）あなた	1	2	3	4	
（2）配偶者・パートナー	1	2	3	4	

問8へ

問7-1へ

【問7で「3 あまり十分ではない（なかった）」または「4 十分ではない（なかった）」と回答した方に伺います】

問7-1 かかわりが十分ではない（なかった）のは何が原因であると思いますか。

（それぞれ1つずつに○）

【あなた】

- 1 仕事が忙しすぎる（忙しすぎた）ため
- 2 育児休業制度が不十分または利用しにくい（利用しにくかった）ため
- 3 趣味や自分の個人的な楽しみの方を大切にする（大切にした）ため
- 4 こどものことや家庭のことあまり関心がない（なかった）ため
- 5 こどもの世話が面倒だと考えている（考えていた）ため
- 6 子育ての大変さを理解していない（いなかった）ため
- 7 こどもとどのように接したらよいかわからない（わからなかった）ため
- 8 子育てに関する知識や情報が乏しい（乏しかった）ため
- 9 その他（ ）

【配偶者・パートナー】

- 1 仕事が忙しすぎる（忙しすぎた）ため
- 2 育児休業制度が不十分または利用しにくい（利用しにくかった）ため
- 3 趣味や自分の個人的な楽しみの方を大切にする（大切にした）ため
- 4 子どものことや家庭のことにあまり関心がない（なかった）ため
- 5 子どもの世話を面倒だと考えている（考えていた）ため
- 6 子育ての大変さを理解していない（いなかった）ため
- 7 子どもとどのように接したらよいかわからない（わからなかった）ため
- 8 子育てに関する知識や情報が乏しい（乏しかった）ため
- 9 その他（ ）

男女の就業・仕事についてお伺いします

【すべての方に伺います】

問8 あなたは、女性の働き方について、「理想」はどうあるべきだと思いますか。

また、あなた自身について（男性の場合は配偶者・パートナーについて）、「現実」にはどうですか。（どうでしたか）※結婚には事実婚を含みます。 （それぞれ1つずつに○）

【理想】

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
- 4 結婚後または子育て終了時から仕事をもつ
- 5 子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら家事や子育てに専念する
- 6 結婚するまでは仕事をもち、結婚後は家事などに専念する
- 7 仕事はもたない
- 8 その他（ ）
- 9 わからない

【現実】

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている（いた）
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている（いた）
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている（いた）
- 4 結婚後または子育て終了時から仕事をもっている（いた）
- 5 子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら家事や子育てに専念している（いた）
- 6 結婚するまでは仕事をもち、結婚後は家事などに専念している（いた）
- 7 仕事はもっていない
- 8 その他（ ）

第VI章 調査票

【就労経験のある方に伺います】（就労経験のない方は問10へ）

問9 あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか
(ありましたか)。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 賃金に男女差がある（あった）
- 2 男性に比べて女性の採用が少ない（少なかった）
- 3 昇進、昇給に男女差がある（あった）
- 4 能力を正当に評価しない（しなかった）
- 5 配置場所が限られている（いた）
- 6 補助的な仕事しか任せられていない（いなかった）
- 7 企画会議などの意思決定の場に女性が参加できない傾向がある（あった）
- 8 女性を幹部職員に登用しない（しなかった）
- 9 有給休暇や育児・介護休業が取得しにくい（しにくかった）
- 10 在宅勤務や短時間勤務等が認められない（認められなかった）
- 11 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある（あった）
- 12 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある（あった）
- 13 教育・研修を受ける機会が少ない（少なかった）
- 14 その他 ()
- 15 特にない（なかった）

【すべての方に伺います】

問10 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。あなたは、この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどのように思いますか。 (それぞれ1つずつに○)

横方向にご回答ください		取得した方がよい	積極的に取得した方がよい	どちらかといえば取得した方がよい	どちらかといえば取得しない方がよい	取得しない方がよい	わからない
(1) 育児休業		1	2	3	4	5	
(2) 介護休業		1	2	3	4	5	

問11 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度に関連してあなたの状況を教えてください。（それぞれ1つずつに○）

活用機会の有無	機会のある方							機会のない方	
	取得の状況	自身が取得した経験がある（連續1月以上）	自身が取得した経験がある（連續1月末満）	が取得できなかつた	機会があり必要性を感じた	機会はあつたが取得の必要性を感じなかつた	配偶者・パートナーが取得した経験がある	自身は取得していないが、制度ができる前に機会があつた	制度を知らなかつた又は機会があれば取得しようと思う
(1) 育児休業	1	2	3	4	5	6	7	8	
(2) 介護休業	1	2	3	4	5	6	7	8	

問12 あなたは、女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けるためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の（1）～（9）のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを選んでください。（それぞれ1つずつに○）

	横方向にご回答ください				とても重要	重要	あまり重要でない	まったくない
	（1）配偶者・パートナー（男性）の理解や家事・育児などの分担・協力	（2）配偶者・パートナー（男性）以外の家族の理解や家事・育児などの分担・協力	（3）保育施設や学童保育の充実	（4）福祉施設やホームヘルパーの充実				
（5）労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイム等の制度の導入・充実					1	2	3	4
（6）企業経営者や職場の理解					1	2	3	4
（7）育児・介護休業などの休業制度の充実					1	2	3	4
（8）昇進・昇給などの職場での男女平等の確保					1	2	3	4
（9）健康を保持する					1	2	3	4

問13 あなたは、女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の（1）～（7）のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを選んでください。（それぞれ1つずつに○）

	横方向にご回答ください				とても重要	重要	あまり重要でない	まったくない
	（1）家族の理解や家事・育児などの分担・協力	（2）こどもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実	（3）就職情報や職業紹介などの相談機関の充実					
（1）家族の理解や家事・育児などの分担・協力					1	2	3	4
（2）こどもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実					1	2	3	4
（3）就職情報や職業紹介などの相談機関の充実					1	2	3	4

横方向にご回答ください

	とても重要	重要	あまり重要でない	まったく重要でない
(4) 技能習得のための職業訓練の充実	1	2	3	4
(5) 企業経営者や職場の理解	1	2	3	4
(6) 企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実	1	2	3	4
(7) 在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度の導入や介護休業などの制度の充実	1	2	3	4

問14 あなたは、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。
(3つまでに○)

- 1 給与等の男女間格差をなくすこと
- 2 年間労働時間を短縮すること
- 3 代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること
- 4 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること
- 5 育児休業・介護休業中の給付を充実すること
- 6 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること
- 7 在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること
- 8 職業上、必要な知識・技術等の職業訓練を充実すること
- 9 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
- 10 男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること
- 11 男性が家事や育児を行う能力・機会を高めること
- 12 その他 ()
- 13 わからない

男女の社会参画についてお伺いします

問15 あなたは、地方自治体（県や市町村）などの施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。
(1つだけに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 十分反映されている | 3 あまり反映されていない |
| 2 ある程度反映されている | 4 ほとんど反映されていない |
| | 5 どちらともいえない |

問15-1 反映されていないと回答した方は、反映されていないと思う理由を選んでください。また、反映されていると回答した方は、より反映させるために、改善する必要があると思うものを選んでください。 (3つまでに○)

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1 女性議員が少ない | 6 女性自身が消極的 |
| 2 行政機関の管理職に女性が少ない | 7 男性の意識、理解が足りない |
| 3 審議会や委員会に女性が少ない | 8 社会のしくみが女性に不利 |
| 4 自治会長や組合団体、地域組織リーダーに女性が少ない | 9 女性の能力に対する偏見がある |
| 5 女性自身の意欲や責任感が乏しい | 10 その他 () |

問16 「男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきである」(=ポジティブアクション)という考え方について、あなたはどのように思いますか。 (1つだけに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 賛成する | 4 どちらかといえば反対する |
| 2 どちらかといえば賛成する | 5 反対する |
| 3 どちらともいえない | |

問17 日本社会において「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさについて、次のうちどれが強く存在すると思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1 家族を養う経済力を求められる | |
| 2 弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方方が存在する | |
| 3 「家」を背負っていかなければならないという意識、責任感を求められる | |
| 4 力仕事や危険な仕事を任せられる | |
| 5 家事・介護・育児等より仕事を優先するべきだと求められる | |
| 6 リーダーシップを求められる | |
| 7 男性が行うと揶揄される趣味等がある | |
| 8 その他 () | |
| 9 わからない | |

問18 それは、どのような場面において強く現れていると思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------|------------|
| 1 職場において | 5 友人関係において |
| 2 家庭において | 6 学校において |
| 3 親族関係において | 7 その他 () |
| 4 地域において | 8 わからない |

男女間における暴力についてお伺いします

問19 あなたは、次の（1）～（14）のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）の間で行われた場合、それをどのように感じますか。

あなたの考えに近いものを選んでください。

(それぞれ1つずつに○)

	暴力にあたると思う どんな場合でも	暴力にあたる場合も そうと思う	暴力にあたる場合も そうではない	暴力にあたることは 思わない
(1) 骨折させる	1	2	3	
(2) 打ち身や切り傷などのケガをさせる	1	2	3	
(3) 身体を傷つける可能性のある物でなぐる、突き飛ばしたり壁にたたきつけたりする	1	2	3	
(4) 平手でぶつ、足でける	1	2	3	
(5) 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3	
(6) なぐるふりをして、おどす	1	2	3	
(7) 物を投げつける、ドアをけったり壁に物を投げて、おどす	1	2	3	
(8) 大声でどなる、「役立たず」とか、「能なし」などと言う	1	2	3	
(9) 持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3	
(10) 何を言っても、長期間無視し続ける	1	2	3	
(11) 交友関係、電話、メール、郵便物を細かく監視する	1	2	3	
(12) いやがるのに性的な行為を強要する	1	2	3	
(13) 見たくないのに、性的な動画や画像を見せる	1	2	3	
(14) 必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3	

横方向にご回答ください

【問20から問21-7は、配偶者がいる方、または過去に配偶者がいた方に伺います】
 (該当しない場合は問22へ)

ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含みます。

問20 あなたはこれまでに、あなたの配偶者に対して (1) ~ (14) のような行為をしたことがありますか。
 (それぞれ1つずつに○)

	1、 2度あつた	何度もあつた	まつたくない
(1) 骨折させる	1	2	3
(2) 打ち身や切り傷などのケガをさせる	1	2	3
(3) 身体を傷つける可能性のある物でなくる、突き飛ばしたり壁にたたきつけたりする	1	2	3
(4) 平手でぶつ、足でける	1	2	3
(5) 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
(6) なぐるふりをして、おどす	1	2	3
(7) 物を投げつける、ドアをけったり壁に物を投げて、おどす	1	2	3
(8) 大声でどなる、「役立たず」とか、「能なし」などと言う	1	2	3
(9) 持ち物や大切にしている物をこわす	1	2	3
(10) 何を言っても、長期間無視し続ける	1	2	3
(11) 交友関係、電話、メール、郵便物を細かく監視する	1	2	3
(12) いやがるのに性的な行為を強要する	1	2	3
(13) 見たくないのに、性的な動画や画像を見せる	1	2	3
(14) 必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる	1	2	3

問20-1へ すべて3の場合は問21へ

【問20で、「1、2度あった」または「何度もあった」に1つでも回答した方に】

問20-1 あなたがそのような行為をするに至ったきっかけは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした
- 2 いらいらがつたり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した
- 3 相手がそうされても仕方ないようなことをした
- 4 相手が自分に危害を加えてきたので、身を守ろうと思った
- 5 親しい関係ではこうしたことは当然である
- 6 その他()
- 7 覚えていない
- 8 特に理由はない

第VI章 調査票

問21 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から（1）～（4）のような行為をされたことがありますか。
 （それぞれ1つずつに○）

横方向にご回答ください	1、 2度 あつた	何度もあつた	まつたくない
(1) 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2	3
(2) 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2	3
(3) 性的強要（例えば、いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのに性的な映像等を見せられる、避妊に協力しないなど）	1	2	3
(4) 経済的圧迫（例えば、生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	1	2	3

問21-1へ
 すべて3の場合は
 問22へ

【問21で、「1、2度あった」または「何度もあった」に1つでも回答した方に】

問21-1 あなたが、その相手の行為を受けたのはいつごろですか。

（それぞれ1つずつに○）

横方向にご回答ください	この 1年 に あつた	それ 以 前 に あつた
(1) 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2
(2) 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2
(3) 性的強要（例えば、いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのに性的な映像等を見せられる、避妊に協力しないなど）	1	2
(4) 経済的圧迫（例えば、生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	1	2

問21-2 あなたはこれまでに、その相手の行為によって、命の危険を感じたことはありますか。
 （1つだけに○）

1 感じたことがある

2 感じたことはない

問21-3 あなたは、その相手の行為を受けたとき、どうしましたか。

(1つだけに○)

- 1 相手と別れた
- 2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった
- 3 別れたい（別れよう）とは思わなかった

問21-4 あなたはこれまでに、その相手の行為によって、ケガをしたり、医師の治療を受けたことがありますか。

(1つだけに○)

- 1 ケガをして医師の治療を受けた
- 2 ケガをして医師の治療が必要になる程度であったが、治療は受けなかった
- 3 ケガをしたが、医師の治療が必要にならない程度であった
- 4 ケガはしなかった

問21-5 あなたが、その相手の行為を受けた時に、あなたのお子さんはそれを目撃しましたか。

(1つだけに○)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 目撃していた | 3 目撃していない |
| 2 目撲していたかどうかはわからない | 4 こどもはいない |

問21-6 あなたのお子さんは、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなど身体に対する行為
- 2 大声でどなる、無視する、目の前で家族に対して暴力をふるうなど心理的な虐待となる行為
- 3 わいせつなものや性交を見せつける、性的な行為を強要するなどの行為
- 4 食事を与えない、病気になっても病院に受診させないなどの行為
- 5 わからない
- 6 まったくない
- 7 こどもはいない

問21-7 あなたは、相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

(1つだけに○)

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 相談した | 3 相談しようとは思わなかった |
| 2 相談できなかった | |

【すべての方に伺います】

問22 あなたはこれまでに、ある特定の異性から、執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールなどの被害にあったことがありますか。

(1つだけに○)

- | | | |
|-----------|-------------|----------|
| 1 1人からあった | 2 2人以上からあった | 3 まったくない |
|-----------|-------------|----------|

第VI章 調査票

【問23は、あなたの交際相手からの暴力の被害経験について伺います。結婚している方、結婚したことのある方については、結婚前についてお答えください。】

問23 あなたには、これまでに交際相手がいましたか、結婚している方、結婚したことのある方については、後に配偶者となった相手以外についてお答えください。 (1つだけに○)

- | |
|---------------------------|
| 1 交際相手がいた (いる) → 問23-1へ |
| 2 交際相手はいなかった (いない) → 問24へ |

【問23で、「1 交際相手がいた (いる)」と回答した方に】

問23-1 あなたは、これまでに交際相手から (1) ~ (4) のような行為をされたことがありますか。 (それぞれ1つずつに○)

	この1年にあつた	それ以前にあつた	なかつた
(1) 身体的暴行 (例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1	2	3
(2) 心理的攻撃 (例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1	2	3
(3) 性的強要 (例えば、いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのに性的な映像等を見せられる、避妊に協力しないなど)	1	2	3
(4) 経済的圧迫 (例えば、生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)	1	2	3

【結婚をしている（いた）方（事実婚を含む）、交際相手がいる（いた）方に】

(該当しない方は問26へ)

問24 あなたが、問21の配偶者からの行為、問23-1の交際相手からの行為について、相談した人（場所）を教えてください。 (あてはまるものすべてに○)

【配偶者からの行為】

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 1 家族・親せき | 7 男女共同参画推進センター・女性センター |
| 2 友人・知人 | 8 弁護士 |
| 3 警察 | 9 医師・カウンセラー |
| 4 人権擁護委員 | 10 民間の相談機関 |
| 5 役所の相談窓口・電話相談など | 11 その他 () |
| 6 配偶者暴力相談支援センター
(旧・婦人相談センターを含む) | 12 相談しなかった (できなかった) |
| | → 問25へ |
| | 13 該当する行為はなかつた |

【交際相手からの行為】

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 1 家族・親せき | 7 男女共同参画推進センター・女性センター |
| 2 友人・知人 | 8 弁護士 |
| 3 警察 | 9 医師・カウンセラー |
| 4 人権擁護委員 | 10 民間の相談機関 |
| 5 役所の相談窓口・電話相談など | 11 その他 () |
| 6 配偶者暴力相談支援センター
(旧・婦人相談センターを含む) | 12 相談しなかった(できなかった) |
- 間25へ
- 13 該当する行為はなかった

【問24で、「12 相談しなかった(できなかった)」と回答した方に】

問25 あなたが、誰(どこ)にも相談できなかったのはなぜですか。

(あてはまるものすべてに○)

【配偶者からの行為】

- 1 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすると思ったから
- 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 他人を巻き込みたくないから
- 9 思い出したことないから
- 10 自分に悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 その他()

【交際相手からの行為】

- 1 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすると思ったから
- 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 他人を巻き込みたくないから
- 9 思い出したことないから
- 10 自分に悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 その他()

男女共同参画の推進に対する施策についてお伺いします

【すべての方に伺います】

問26 あなたは（1）～（18）の男女共同参画に関する社会の動きや言葉について、見たり聞いたりすることがありますか。 (それぞれ1つずつに○)

横方向にご回答ください	内容を知っている	内容は知らないが聞いたことはあるが	知らない
(1) 埼玉県男女共同参画推進条例	1	2	3
(2) 埼玉県男女共同参画基本計画	1	2	3
(3) 埼玉県DV防止基本計画 (配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	1	2	3
(4) 男女共同参画社会	1	2	3
(5) ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
(6) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
(7) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によるいやがらせ)	1	2	3
(8) DV(ドメスティック・バイオレンス/配偶者等からの暴力)	1	2	3
(9) デートDV(交際相手からの暴力)	1	2	3
(10) DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	1	2	3
(11) 育児・介護休業法(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	1	2	3
(12) 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	1	2	3
(13) 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	1	2	3
(14) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
(15) クオータ制(政治分野における男女平等を実現するため、議員・閣僚の一定数を女性に割り当てる制度)	1	2	3
(16) マタニティ・ハラスメント(妊娠婦に対するいやがらせ)	1	2	3
(17) パタニティ・ハラスメント(育休を取得する男性へのいやがらせ)	1	2	3
(18) LGBTQ(性的マイノリティの方を表す総称のひとつ)	1	2	3

問27 埼玉県には男女共同参画を推進するための拠点として、さいたま新都心に「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」があります。あなたは、この施設を利用したことがありますか。 (1つだけに○)

1 利用したことがある 2 利用はしていないが、知っている 3 知らない

問28 あなたは、この「With You さいたま」にどのような役割を期待しますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 男女共同参画に関する幅広い情報、書籍、資料等の収集・提供
- 2 講演会、シンポジウム、フェスティバル（活動発表、交流の場）等の企画・開催
- 3 女性相談窓口の機能の充実
- 4 男性向けの講座・相談窓口の充実
- 5 DV 被害者向けの相談・支援窓口の充実
- 6 自主的な学習活動、ボランティア団体・NPO の活動支援
- 7 就職講座や起業講座等による女性の就業支援
- 8 地域づくり、ボランティアなどチャレンジしたい女性への支援
- 9 同じ悩みを抱えている人へのネットワーク支援
- 10 いつでも誰でも立ち寄れる交流の場
- 11 調査・研究機能の充実
- 12 市町村職員向けの研修や市町村が行う活動支援の充実
- 13 その他 ()

問29 あなたは、男女共同参画に関する情報を探すとき、どのような方法で手に入れますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 インターネットの検索機能
- 2 自治体や国の省庁の HP
- 3 国が発行する白書やその他公的機関の発行する資料
- 4 図書館や書店の書籍
- 5 所属する組織（学校・企業・団体等）の担当部署
- 6 市町村の設置している施設（公民館・男女共同参画推進センター・女性センター等）
- 7 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）
- 8 男女共同参画に関する講演会、シンポジウム等のイベント
- 9 その他 ()

問30 今後、男性も女性も、ともに社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。 (1つだけに○)

- 1 法律や制度上の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること
- 2 男女の固定的な役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
- 3 男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること
- 4 子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること
- 5 男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実を図ること
- 6 男性も女性も経済力を持ったり、知識・技術の習得など、積極的に能力の向上を図ること
- 7 就労の場の待遇に性別による差別がないようにすること
- 8 行政や企業などの重要な役職など女性の少ない分野に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 9 その他 ()

困難な問題を抱える女性への支援についてお伺いします

【女性の方に伺います】(F 1で「2 男性」「3 回答しない」と答えた方は問34へ)

問31 あなたは、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定した、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)を知っていますか。 (1つだけに○)

- 1 法律名も内容(概要や一部だけでも)も知っている
- 2 法律ができたことは知っているが、内容は知らない
- 3 法律名も内容も知らない

問31-1 あなたがこれまでに抱えたことのある悩みはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 配偶者やパートナー、元配偶者からの身体的暴力（平手で打たれる、髪を引っ張られる、引きずりまわされるなど）
- 2 配偶者やパートナー、元配偶者からの心理的暴力（大声で怒鳴られる、人前で威力にされたり命令するような口調でものを言われる、大切にしているものを捨てられるなど）
- 3 配偶者やパートナー、元配偶者からの性的暴力
- 4 配偶者やパートナーからの経済的暴力（生活費を渡してもらえない、働いて収入を得ることを認めてもらえないなど）
- 5 デートDV（恋人間の暴力。勝手にスマホのデータを消去する、交友関係を制限する、別れたら死ぬと言う、避妊に協力しないなど）
- 6 配偶者以外の家族、同居人からの暴力（身体的、心理的、性的、経済的暴力を含む）
- 7 家族以外の他人からの性暴力・性犯罪被害
(痴漢、盗撮、同意のない性交など、直接的な被害)
- 8 家族以外の他人からの性暴力・性犯罪被害
(SNSを介して性的な画像を送信させられたなど、インターネットを通じた被害)
- 9 思いがけない妊娠（思いがけない妊娠をしたかもしれない不安などを含む）
- 10 ストーカー被害
- 11 住居問題（住む場所がない、失う可能性があるなど）
- 12 福祉問題・家庭不和
- 13 配偶者やパートナーのアルコール依存、ギャンブル依存、借金問題
- 14 自身の障害や疾病
- 15 家族の障害や疾病
- 16 経済的な困窮（食品や生理用品など生活に必要なものを買えないことがあるなど）
- 17 その他（ ）
- 18 特にない
- 19 答えたくない

問31-2 憂みがある場合、相談したことがあれば相手を教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1 家族 | → 問31-3へ |
| 2 友人・知人 | |
| 3 SNS等を通じて知り合った人や不特定多数の人 | |
| 4 相談機関 | |
| 5 その他（ ） | |
| 6 どこにも相談したことがない | → 問32へ |
| 7 相談できる相手がない | |

第VI章 調査票

【問31-2で、「1」～「5」のいずれかを回答した（相談したことがある）方に】

問31-3 相談したことがある場合、その結果はどうでしたか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 適切な助言をもらい、問題の解決につながった
- 2 話を聞いてもらい、気持ちが落ち着いた
- 3 相談窓口や支援先を紹介してもらった
- 4 適切な助言をもらえず、問題の解決に至らなかった
- 5 相談を親身になって聞いてもらえず、満足できなかった
- 6 相談窓口や支援先等具体的な解決方法がわからず、満足できなかった
- 7 緊張して上手く相談内容を伝えられなかった
- 8 相談受付時間に電話することが難しかった
- 9 相談したことを後悔した（理由： ）
- 10 その他（ ）

【問31-2で、「6」「7」を回答した（相談したことがない）方に】

問32 相談したことない場合、その理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 相談するほどのことではないと思ったから
- 2 相談先を知らなかったから
- 3 相談する勇気が出なかったから
- 4 相談した後の影響が不安だったから（周りに知られる、被害がより大きくなるなど）
- 5 相談しても思うような対応が期待できないと思ったから
- 6 相談するよりも早く忘れたいと思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 相談するようなことがなかったから（見たり聞いたりしなかった）
- 9 その他（ ）

【女性の方に伺います】

問33 もし、あなたが相談するとしたら、どのような方法や場所でしたいですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| 1 電話 | 7 気軽に立ち寄れる場所で相談（対面） |
| 2 メール | 8 その他（ ） |
| 3 SNS（LINE、X（旧Twitter）、Instagram等） | 9 相談したり支援を受けたりしたいと思わない |
| 4 学校（対面） | 10 わからない |
| 5 支援機関（対面） | |
| 6 自宅に訪問してもらう（対面） | |

【すべての方に伺います】

問34 女性が困難な状況から回復するためには、どんなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 困難な状況に気づいてくれる人の存在
- 2 安心できる居場所
- 3 支援制度や相談窓口、専門機関など助けになるような情報を得ること
- 4 実際に支援制度や相談窓口に助けを求める
- 5 弁護士や医師、カウンセラーなど専門的な知識を持っている人からのサポート
- 6 経済的な自立
- 7 経済的な自立に必要なスキルや資格
- 8 いざという時に自分で自由に使えるお金
- 9 その他 ()
- 10 必要なことはない
- 11 わからない

問35 DVや虐待、家族との不仲などで家に居場所がない女性たちに、どんなサポートがあるといいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 数時間程度安心して過ごせる場所
- 2 一時的に（数日）泊まれる場所
- 3 無料・低額で食事の提供
- 4 なんでも相談できる場所や人
- 5 同じ悩みを持つ人たちと会える場所
- 6 一晩程度を過ごせるお金の援助
- 7 住まいに関する支援
- 8 就業など自立に向けた支援
- 9 その他 ()
- 10 必要なことはない
- 11 わからない

問36 悩みや課題を抱える女性を社会全体で支援できていると思いますか。（1つだけに○）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 そう思う | 4 どちらかといえばそう思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 5 そう思わない |
| 3 どちらともいえない | 6 わからない |

第VI章 調査票

最後に、埼玉県の男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画社会についてご意見やご要望等がございましたら、ご自由にお書きください。



これで調査は終了です。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。